

愛媛県政課題調査業務 仕様書

1. 委託業務名

愛媛県政課題調査業務

2. 業務の目的

愛媛県政に関するさまざまなテーマについて、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用することにより、県民の意識をスピーディーに把握し、もって迅速・的確な意思決定や政策に反映する。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託内容

インターネットを利用したアンケート調査

5. 業務委託の範囲

- (1) モニター提供・抽出
- (2) アンケート調査
 - ・アンケート入力
 - ・画面作成・修正
 - ・アンケート配信・実施
 - ・回答データ回収・管理
- (3) 集計データ納品
- (4) 集計ソフトの提供

(注) アンケート調査票及び分析レポートの作成は、愛媛県が行う。

6. 履行場所

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課の指定する場所

7. アンケート実施回数

上記委託期間内で28回以内

(注) 毎回のアンケートの調査は、上記契約期間内で愛媛県の依頼に基づき、その都度実施するものとする。

8. アンケート実施期間

1回あたりのアンケート実施期間は、原則1週間程度とし、「14. 納品物」に定める電子データ一式を納品すること。アンケートの回収状況等により、この原則によりがたい場合は、その都度愛媛県と協議し、別途期間を定めること。

9. アンケート設問数

- (1) 上記委託期間内で476問以内（アンケート1回あたり17問相当。ただし、アンケートにより設問数は異なる場合がある。）※スクリーニング質問数は含めない。
- (2) 上記(1)の他、本仕様書第13に定める回答者の基本属性①性、②年齢、③居住地（都道府県・市町村）以外に設定可能な1回あたりのスクリーニング質問数については、受注者の標準的な価格表における基本料金の範囲内の項目数を基準に愛媛県と協議すること。
- (3) 表組設問は1問とカウントすること。ただし、1問とカウントする項目数については、受注者の標準的な価格表における基本料金の範囲内の項目数を基準に愛媛県と協議すること。
- (4) 1回あたりの調査で挿入可能な画像の件数は10点以内（アンケートにより挿入画像件数は異なる場合がある）とし、それを超える分については、契約の範囲内で愛媛県と協議すること。

10. サンプル数

上記委託期間内で11,200サンプル以内（アンケート1回あたり400サンプル相当）

11. サンプル割付

原則下記(1)の割付けでアンケートを実施することとし、それによらない場合は、下記(2)の割付けでアンケートを実施する。

※なお、各区分の割付人数は、調査ごとの実施内容やその他の事情を踏まえ、必要に応じて変更できるものとする。この場合においては、当該調査の回収総数を維持する範囲内で、他の区分の割付人数を調整するものとする。

(1) 国勢調査の結果を参考に性・年代・居住地による下記の割付けとする。

居住地域	男女/年代	18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60～79歳	計
松山	男	14	13	18	15	31	91
	女	14	14	19	17	36	100
西条・新居浜 ・宇摩	男	6	7	9	8	16	46
	女	5	6	8	8	19	46
今治	男	3	3	4	4	9	23
	女	3	3	4	4	11	25
宇和島	男	1	2	3	3	7	16
	女	1	2	3	3	7	16
八幡浜・大洲	男	2	2	3	3	9	19
	女	2	2	3	3	8	18
愛媛県全体	男	26	27	37	33	72	195
	女	25	27	37	35	81	205
合計		51	54	74	68	153	400

(注1) 令和2年国勢調査を参考に算出。

(注2) 表中各地域に含まれる県内市町村の区分は次のとおり。

① 「松山」

- 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
- ② 「西条・新居浜・宇摩」
西条市、新居浜市、四国中央市
- ③ 「今治」
今治市、上島町
- ④ 「宇和島」
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
- ⑤ 「八幡浜・大洲」
八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町

(2) 上記 (1) の割付けによらない調査の場合の割付けは、受注者の標準的な価格表における基本料金の範囲内の割付けを基準に愛媛県と協議すること。

12. 調査対象モニター

- (1) モニターは愛媛県民及び全国民概ね各100,000名以上（受注者が提携等する他社の保有モニターを含む。ただし、下記(2)及び(3)のモニターの品質管理水準は受注者が保証すること）を有し、調査ごとに対象者をランダムに抽出することができること。
- (2) 不正モニターの排除が適切になされていること。なお、「不正モニター」とは、次のモニターをいう。
- ・登録しているメールアドレスにアンケート依頼メールが届かないモニター
 - ・不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター
 - ・重複・なりすましと判断されるモニター
 - ・その他の理由でリサーチモニターとして不適切と判断されるモニター
- (3) 登録属性が、適切に更新がなされていること。

13. 調査対象モニターの基本属性・標準指定項目

モニターの基本属性及び条件指定にあたっての標準指定項目は次のとおりとし、アンケートローデータにスクリーニング調査のデータの紐付けを行うこと。

- ・性
- ・年齢
- ・居住地（都道府県・市町村）
- ・その他受注者の標準的な価格表における基本料金の範囲内の項目

14. 納品物

受注者は、毎回のアンケート調査が終了後、次の電子データ一式を愛媛県に納品し、愛媛県はこれを確認する。

- ・アンケートローデータ
- ・単純集計表
- ・集計ソフト用データ
- ・調査画面

15. 完了報告書の提出（契約書第 10 条関係）

受注者は、上記納品物とは別に、契約期間内に愛媛県が発注する全てのアンケート調査終了後、全てのアンケート調査の実施状況を記載した完了報告書を愛媛県に提出すること。

16. その他

- (1) 納品物及び受注者の提供する集計用ソフトを用いて愛媛県が作成したレポート等については、適宜愛媛県ホームページに公表できるものとする。
- (2) 受注者は、愛媛県の必要に応じ、受注者が定めるアンケート調査業務に関する標準的な価格表における基本料金の範囲内のサービスを提供するものとする。
- (3) 受注者は、常に愛媛県と密接な連絡を取り、その指示に従い、委託期間内に業務を完了すること。
- (4) 本調査業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費は、すべて受注者の負担とすること。なお、打ち合わせは、原則として、愛媛県が指定する場所で行う。
- (5) 受注者は、愛媛県が必要と認めたときは、業務の途中経過を報告すること。
- (6) プライバシーの保護に十分留意するとともに、入手したデータを他の目的に使用しないこと。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項又は調査内容等に疑義が生じたときは事前に愛媛県と協議すること。